

2022年4月成年年齢引下げ 消費者教育動画

あなたも 気をつけよう!

～身近な消費者トラブル～

令和4(2022)年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。京都府では、消費者被害を回避し、トラブルに適切に対処できる消費者の育成を目的として、若者向けの成年年齢引下げ消費者教育動画(DVD)「あなたも気をつけよう! ～身近な消費者トラブル～」を作成しました。

動画は、契約の基礎を学ぶ「契約の基礎」、若者に多い具体的な消費者トラブルを学ぶ「マルチ商法編」、「お試し購入編」、「貸借トラブル編」を収録しています。大学生*出演のミニドラマによる事例紹介と、消費生活相談員による解説で楽しく学んでいただけます。

本リーフレットでは動画を活用した授業案や学習用ワークシート等を御紹介します。

*京都府では消費生活に係る大学生ボランティアの養成・活動支援を行っています。(京都府くらしのヤングリーダー)



①契約の基礎 (5分40秒)



学習内容

- 契約とは
- 契約の成立
- 成年年齢の引下げと未成年者取消権
- 消費生活相談窓口について

②マルチ商法編 (6分26秒)



③お試し購入編 (5分40秒)



④貸借トラブル編(5分16秒)



令和2年12月

京都府消費生活安全センター

【動画を活用した授業のご提案】

1. 高等学校「家庭基礎」消費生活分野（動画①～③使用）

消費者教育動画 DVD を活用した授業実践 ～消費者が主役の社会へ～

【ねらい】

- ・消費者として日常生活の契約を理解する。
- ・自立した消費者としての行動がとれる。

【準備物】

冊子「社会への扉」（消費者庁作成教材）

*各指導内容の項目によって分割して活用することも可能です

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 備考 |
|--------------|--|--|--|
| 導入 (5分) | 本時のねらいの確認 | ・消費者と事業者の間にある情報の質・量、交渉力の格差により消費者被害が起こることを知る。 | 冊子「社会への扉」 |
| 展開1 (15分) | 契約について 契約書の役割 | ・契約とは何か、契約の成立時期を知る。 ・契約によって生じる権利と義務を理解する。 ・契約書面・署名・押印の意味を理解する。 | 動画①視聴(5分40秒) |
| 展開2 (15分) | マルチ商法 マルチ商法の問題点について クーリング・オフについて 多重債務について | ・ネットワークビジネス、連鎖販売取引と呼ぶことを知る。 ・マルチ商法の問題点についてグループ討議をする。 ・クーリング・オフについて理解する。 ・多重債務を理解する。 ・多重債務の救済方法を知る。 任意整理、特定調停、個人再生手続き、自己破産 | 動画②視聴(6分26秒) ・班内で他者の意見を聞く。また考えを共有することができる。 ・マルチ商法のクーリング・オフ期間が20日間であることをおさえる。 ・多重債務に陥るしくみを理解させる。 |
| 展開3 (10分) | 近年相談が増加している「お試し購入」についてのトラブル | ・お試し購入のトラブルについて知る。 ・トラブルの未然防止について知る。 ・解約についての知識を持つ。 | 動画③視聴(5分40秒) ・ネットショッピング(通信販売)にはクーリング・オフがないことをおさえる。 |
| まとめ (5分) | 自立した消費者としての行動 | ・消費者被害に遭わないための方法、被害に遭った時の対処方法をまとめる。 | ワークシート提出 |

2. 高等学校「家庭総合」住生活分野（動画④使用）

消費者の立場から見る住居問題 ～住宅の物件情報を読もう～

【ねらい】

- ・平面図を理解し住みたい物件のイメージを持つことができる。
- ・賃貸住宅契約の際の留意点がわかる。
- ・退去時の手続きを知り、トラブルに遭わないために気をつけることについて学ぶ。

【準備物】

- ・冊子「社会への扉」（消費者庁作成教材）
- ・住宅情報誌（住宅のチラシ広告）
- ・賃貸住宅標準契約書
- ・国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 備考 |
|--------------|----------------------------|--|--|
| 導入 (5分) | 本時のねらいの確認 | ・高校卒業後、一人暮らしをすると仮定して住宅情報誌や賃貸情報のウェブサイトにて物件を探し、検討する。 | 冊子「社会への扉」 |
| 展開1 (25分) | 実際の住宅チラシを用いて賃貸住宅入居時の注意すべき点 | ・平面図の平面表示記号を理解する。 ・自分が住みたい物件の条件をあげる。 (間取り・家賃・収納・築年数・省エネルギー性など) ・「賃貸住宅標準契約書」の特約事項を確認する。 ・契約時と毎月かかる費用について理解する。 | 住宅情報誌（住宅のチラシ広告） |
| 展開2 (15分) | 退去時注意すべき点 | ・退去時の敷金についてのトラブルを知る。 ・原状回復義務について理解する。 ・退去時の修繕に係る費用負担（賃貸人・賃借人）について考える。 | 動画④視聴(5分16秒) 国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」参照 |
| まとめ (5分) | 自立した消費者としての行動 | ・賃貸住宅の入居時、退去時のトラブルにはどのように対処すればよいかかわかる。 | ワークシート提出 |

① 契約の基礎

本テーマのねらい

- ・契約とは何か、契約はいつ成立するのか、契約が成立した場合どのような責任が生じるかなど、契約の基礎について理解を深めます。
- ・令和4（2022）年4月からの成年年齢引下げ、未成年者取消権、オンラインゲームによる課金、消費者トラブルの相談先である消費生活センターについて学びます。

学びのポイント

- ・契約締結の自由、契約相手選択の自由、内容決定の自由、方式の自由など、契約の基本について学ぶ。（契約自由の原則）
- ・契約は申し込みと承諾で成立し、当事者の合意があれば口頭でも契約は成立する。
- ・いったん成立した契約は、一方的な都合でやめることができない。

<契約の成立とは>

消費者と事業者とが、お互いに契約内容について合意をすれば契約は成立する。

そのため、契約は口頭でも成立し、契約が成立すれば、権利と義務が発生し、お互いに契約の内容を守る法的な義務が生じるので、消費者側は特別な理由がない限り、一方的に契約をやめたり、変更したりすることはできない。

<未成年者取消権について>

未成年者は社会経験も少ないことから、法定代理人（親権者）の同意を得ずに契約した場合は、原則として、契約を取り消すことができると民法で定められている。しかし、おこづかいの範囲の少額な契約や、成年であると年齢を偽ったり、法定代理人（親権者）の同意があると嘘をついたりした場合は未成年者取消しができなくなる。

<成年年齢の引下げ>

令和4（2022）年4月1日から成年年齢は18歳となり、成年になると保護者の同意を得ずに様々な契約を締結することができるようになる一方、未成年者取消しができなくなる。悪質事業者が成年になりたての若者をターゲットとすることがある。

<オンラインゲームによる課金について>

18歳以下の消費生活相談では全国の消費生活センターに、数多くの相談が寄せられている。スマホアプリなどのゲームでアイテムなどを入手するための課金も「契約」であるが、通常の対面での契約と同様に「成人である」等の虚偽の入力をした場合には、未成年者取消しができない可能性がある。



学習用ワークシート

1、契約についての説明を、下記語群から選んで書きましょう。

契約 承諾 法的な責任が生じる 申し込み 権利と義務 本当に必要な

契約とは【 法的な責任が生じる 】約束。

契約を結ぼうとする当事者間の自由な意思によって行われる。

契約は、【 申し込み 】と【 承諾 】の意思表示の合致によって成立する。

契約が成立すると、双方に【 権利と義務 】が発生する。

契約をするときには【 本当に必要な 】ものが慎重に検討する。

約束 【 契約 】

2、Q1からQ3までの質問に○または×で答えましょう。

| | | |
|----|---|---|
| Q1 | 3日前、デパートでTシャツを買ったが、似たようなTシャツを持っていたから返品したい。 Tシャツとレシートを持参すれば返品でき、お金も返金される。 | × |
| Q2 | 契約は口約束だけで成立する。 | ○ |
| Q3 | 20万円で腕時計を購入した。この契約は取り消すことができる。(未成年者の場合) | ○ |

3、契約書はなぜ必要でしょうか。契約書の役割を考えましょう。

- ・契約内容を明確にし、後日の紛争に備えるために作成される。(社会への扉 教師用解説書P10)

② マルチ商法編

本テーマのねらい

友人やSNSで知り合った人などから、暗号資産※(仮想通貨)や海外事業等への投資などの儲け話を「人に紹介すれば報酬を得られる」と勧誘され契約したものの、事業者の実態や儲け話の仕組みがよく分からずトラブルに遭うケースがよく見られます。このようなトラブルを防ぐためにどのようなことに気をつければよいか等について学びます。

※暗号資産とはインターネット上でやりとりできる財産的価値であり、「資金決済に関する法律」において、次の性質を持つものと定義されている。

- ①不特定の者に対して、代金の支払い等に使用でき、かつ、法定通貨(日本円や米国ドル等)と相互に交換できる。
- ②電子的に記録され、移転できる。
- ③法定通貨または法定通貨建ての資産(プリペイドカード等)ではない。

学びのポイント

- ・マルチ商法のトラブルに遭わないために気をつけることを学ぶ。
- ・安易な借り入れを行うと多重債務に陥る恐れがあることを学ぶ。

<マルチ商法とは>

商品・サービスを契約して、次は自分がその勧誘者となって紹介料を得る商法。人を紹介することで組織が拡大していくのが特徴。

<クーリング・オフとは>

クーリング・オフの適用がある場合、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度

※マルチ商法の場合、期間は契約してから20日間 「社会への扉」P5参照

<多重債務とは>

借金返済のために他の金融業者から借金をする行為を繰り返して、複数の業者から多額の借金をすること

※「社会への扉」教員用解説書P20参照

トラブルの未然防止等について

- ・簡単に必ず儲かるといった甘い誘いや、友人、先輩や気になる異性から誘われることで、契約してしまうケースが多くあるが、必ず儲かるといった甘い話はないので、相手の言葉を鵜呑みにせず、実態や仕組みの分からないものは契約しないようにし、きっぱりと断る勇気を持つこと。
- ・借金などをしてしまうと、返済できなくなり、多重債務に陥る恐れがある。

学習用ワークシート

1、マルチ商法の特徴を、下記語群から選んで書きましょう。

SNS 組織 ネットワークビジネス 紹介 多重債務 もうけ話

マルチ商法は、【 ネットワークビジネス 】とも呼ばれる。
マルチ商法は、人を【 紹介 】することで【 組織 】が拡大していくのが特徴である。
友人や【 SNS 】で知り合った人などから、実態がよくわからない【 もうけ話 】を勧誘されトラブルに遭う。
借金をしてしまうと返済できなくなり、【 多重債務 】に陥るおそれもある。

2、マルチ商法・ネットワークビジネスの問題点を考えましょう。

- ・自分が販売員として勧誘する場合、簡単には売れない。
- ・人を組織に加入させて得るリクルートマージンが大きい。
- ・友人や部活の先輩などの人間関係を利用して勧誘されることが多いので、なんとなく怪しいと思っても、断りにくくなり契約をしてしまう。
- ・契約時に登録料や商品代金などを支払わせるために、消費者金融から借金をさせられる例もある。(社会への扉 教師用P19)

3、あなたが誘われたならどうしますか？

- ・きっぱり断る。
- ・面と向かっては断れないので、契約後にクーリング・オフする。
- ・契約すると、その後の関係が悪くなるので、声をかけられたときに断る。
- ※誘われた時に対応できるようにする。(社会への扉 教師用解説書P19)

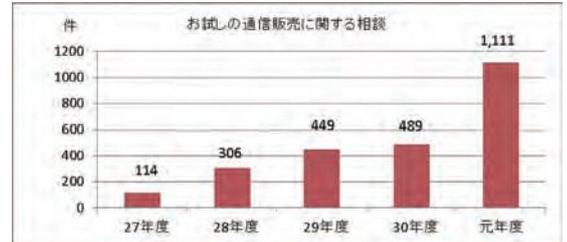
③お試し購入編

本テーマのねらい

お試し価格で気になる商品を購入しようとしたところ、定期購入が条件となっており、注文時には想定していなかった高額な支払いが必要になるといったケースが多くあります。このようなトラブルを防ぐためにどのようなことに気をつけるべきか、ネットショッピングの注意点等について学びます。

学びのポイント

- ・定期購入（お試しの通信販売）のトラブルに遭わないために気をつけることについて学ぶ。
- ・インターネットを介した通信販売の注意点を学ぶ。



（出典：令和元年度京都府における消費生活相談の概要）

<お試し購入について>

低価格のため、お試しのつもりで注文したところ、定期購入が条件となっており、決められた回数を購入しないと解約できないと断られるケースが多い。

※ネットショッピングの注意点については「社会への扉」P6、「社会への扉」教師用解説書P12を参照

<クーリング・オフについて>

ネットショッピングを含む通信販売には、クーリング・オフ制度はなく、返品の可否や条件についての特約がある場合には、特約に従う。特約がない場合は商品を受け取った日を含め8日以内であれば返品可（商品の返品費用は消費者が負担）

トラブルの未然防止等について

- ・商品を購入する際には、しっかり契約内容を確認すること。
- ・商品の価格や効果ばかりではなく、「定期購入が条件となっていないか」また定期購入が条件となっている場合、「支払うことになる総額はいくらか」しっかり確認すること。
- ・スマートフォンでは、画面をスクロールした最後の方に、小さい文字で条件等が書かれている場合があるため、注意が必要
- ・事業者連絡をした場合、電話、メール、FAXなどの記録を残しておくこと。

学習用ワークシート

1. お試し購入の特徴を、下記語群から選んで書きましょう。

| 解約・返品 | 総額 | 記録 | 定期購入 | 最後 |
|-------|----|----|------|----|
|-------|----|----|------|----|

「無料お試し」を注文した場合、【 定期購入 】になっていないか、支払うことになる【 総額 】はいくらか、【 解約・返品 】できるかどうか、しっかり確認すること。
スマートフォンでの購入は、画面をスクロールした【 最後 】の方に購入契約条件などが書かれている場合がある。
事業者連絡をした際には、電話、メール、FAXなどの【 記録 】を残しておくこと。

2. みんなで話し合ってみよう！！

お試し購入を含むネットショッピングは、法律上のクーリング・オフ制度はなく、ネットショップ独自に、返品の可否や、その条件についてのルールを定めている。ネットショッピングのメリット・デメリットについて整理し、上手に利用できるようになろう。

| | |
|-------|--|
| メリット | <ul style="list-style-type: none">・家にいながら買い物ができる・近くの商店（ショップ）にないものが買える。 |
| デメリット | <ul style="list-style-type: none">・商品が届かない場合がある。・注文品と違うものが届くトラブルがある。・ショップ（事業者）と連絡が取れなくなる場合がある。（架空や虚偽の連絡先掲載等） （社会への扉 教師用解説書P12） |

④賃貸借トラブル編

本テーマのねらい

入居時に借主が部屋の状態をしっかりと確認しなかったこと等により、退去後に高額な原状回復費用を請求されたといったトラブルが多く発生しています。退去時のトラブルを未然に防ぐために、原状回復の考え方や退去時の費用負担等、国土交通省が作成している「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の中で学んでおきたいこと等について学びます。

学びのポイント

- ・賃貸住宅の入居時に取り交わす契約書の重要性を学ぶ。
- ・退去時の手続きを知り、トラブルに遭わないために気をつけることについて学ぶ。

<「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について>

民間賃貸住宅における賃貸借契約は、貸す側と借りる側の双方の合意に基づいて行われるものであるが、退去時に貸した側と借りた側のどちらの負担で原状回復を行うことが妥当なのかについてトラブルが発生することがあり、退去時にこのようなトラブルの未然防止のため、原状回復の費用負担のあり方について、妥当と考えられる一般的な基準を国土交通省がガイドラインとしてまとめたもの。

<建物価値の減少の考え方>

- ・建物・設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）
 - ・借主の通常の使用により生ずる損耗等（通常損耗）
 - ・借主の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗等
- ※国土交通省作成「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」P8参照

<原状回復について>

借主の故意・過失等通常の使用を超える使い方によって生じた損耗等を復旧すること。
(借主が入居時の状態に戻すというものではない。)

トラブルの未然防止等について

- ・賃貸住宅の入居時に、借主、家主、管理会社、仲介業者等の関係者の立ち会いにより壁、床、柱等の傷や汚れ等、部屋の現状を確認し、傷や痛みがないか写真や動画でしっかり記録すること。
- ・退去時にも、できる限り関係者の立ち会いの下で部屋の状態を確認し、修繕費用を請求された場合は、国土交通省作成の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を確認し、どちらが負担すべき費用であるのか確認し、納得できない点は家主側に十分な説明を求める。

学習用ワークシート

1、賃貸借トラブルの特徴を、下記語群から選んで書きましょう。

賃貸住宅契約 含まれる 含まれない 敷金 礼金 保証金 すべき されない

入居時に【**賃貸住宅契約**】に基づき家主に預け入れる【**敷金**】や【**保証金**】は、退去後に滞納家賃や原状回復費用を差し引き、残額を借主に返還【**すべき**】ものと考えられている。

通常使用での壁紙の色の变化などの自然な劣化は、賃料に【**含まれる**】。

2、賃貸住宅退去後、次の入居者のために専門業者による全体のハウスクリーニング行う理由で費用を請求された。あなたならどのように対応しますか？

<想定される答え>

- ・払う。
- ・きれいに使っていたから払いたくない。
- ・請求された金額によって、安かったら払う。
- ・賃貸借契約書を確認し、対応する。

※平成30年3月版 賃貸住宅標準契約書 別表5〔設備、その他〕参照

- ・契約内容にハウスクリーニング特約が定められている場合は、原則としてその内容に従うことになる。
- ・消費者契約法では、あまりに高額な場合など、消費者の利益を一方的に害するものは無効と規定しているので、これらを踏まえ、家主と交渉してみる。

賃貸人・賃借人の修繕分担表

| 賃貸人の負担となるもの | 賃借人の負担となるもの |
|---|--|
| 【床（畳・フローリング・カーペットなど）】 | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 畳の裏返し、表替え（特に破損していないが、次の入居者確保のために行うもの） 2. フローリングのワックスがけ 3. 家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡 4. 畳の変色、フローリングの色落ち（日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの） | <ol style="list-style-type: none"> 1. カーペットに飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ（こぼした後の手入れ不足等の場合） 2. 冷蔵庫下のサビ跡（サビを放置し、床に汚損等の損害を与えた場合） 3. 引越作業等で生じた引っかきキズ 4. フローリングの色落ち（賃借人の不注意で雨が吹き込んだことなどによるもの） |
| 【壁、天井（クロスなど）】 | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気ヤケ） 2. 壁に貼ったポスターや絵画の跡 3. 壁等の画鋏、ピン等の穴（下地ボードの張替えは不要な程度のももの） 4. エアコン（賃借人所有）設置による壁のビス穴、跡 5. クロスの変色（日照などの自然現象によるもの） | <ol style="list-style-type: none"> 1. 賃借人が日常の清掃を怠ったための台所の油汚れ（使用後の手入れが悪く、ススや油が付着している場合） 2. 賃借人が結露を放置したことで拡大したカビ、シミ（賃貸人に通知もせず、かつ、拭き取るなどの手入れを怠り、壁等を腐食させた場合） 3. クーラーから水漏れし、賃借人が放置したため壁が腐食 4. タバコ等のヤニ・臭い（喫煙等によりクロス等が変色したり、臭いが付着している場合） 5. 壁等のくぎ穴、ネジ穴（重量物をかけるためにあけたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のももの） 6. 賃借人が天井に直接つけた照明器具の跡 7. 落書き等の故意による毀損 |
| 【建具等、襖、柱等】 | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 網戸の張替え（破損はしていないが、次の入居者確保のために行うもの） 2. 地震で破損したガラス 3. 網入りガラスの亀裂（構造により自然に発生したもの） | <ol style="list-style-type: none"> 1. 飼育ペットによる柱等のキズ・臭い（ペットによる柱、クロス等にキズが付いたり、臭いが付着している場合） 2. 落書き等の故意による毀損 |
| 【設備、その他】 | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門業者による全体のハウスクリーニング（賃借人が通常の清掃を実施している場合） 2. エアコンの内部洗浄（喫煙等の臭いなどが付着していない場合） 3. 消毒（台所・トイレ） 4. 浴槽、風呂釜等の取替え（破損等はしていないが、次の入居者確保のために行うもの） 5. 鍵の取替え（破損、鍵紛失のない場合） 6. 設備機器の故障、使用不能（機器の寿命によるもの） | <ol style="list-style-type: none"> 1. ガスコンロ置き場、換気扇等の油汚れ、すす（賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合） 2. 風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等（賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合） 3. 日常の不適切な手入れもしくは用法違反による設備の毀損 4. 鍵の紛失または破損による取替え 5. 戸建賃貸住宅の庭に生い茂った雑草 |

（出典：平成30年3月版「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」別表3（契約書に添付する原状回復の条件に関する様式）

本動画、授業案、ワークシートのワードファイルについては京都府消費生活安全センターのHPに掲載しています。授業でお使いいただく分については、ご自由にお使いいただけますので、是非ご活用ください。

URL : <https://www.pref.kyoto.jp/shohise/douga/wakamono2.html>

また、今後の教材改良の参考とさせていただきたいので、授業後にアンケートへのご協力をお願いします。

URL : <https://www.pref.kyoto.jp/shohise/douga/wakamono2/enquete.html>

本動画の他にも、若年者向けの消費者教育動画等を作成していますので、是非ご活用ください。

京都府の若者向け消費者教育動画

○「学生、新社会人の皆さん、ねらわれています!」

<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/douga/wakamono.html>

○森脇家の消費者トラブル日記

<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/douga/moriwakike.html>

消費者教育推進校事業 授業事例集

<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/suishinkou.html>

府内の8つの高等学校等に消費者教育推進校として御協力いただき、消費者教育の授業事例集をまとめました。6つの科目で20の授業を紹介しています。

参考資料

①契約編

◆消費者庁

「社会への扉」 生徒用

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/student.html



◆消費者庁

「社会への扉」 教師用解説書

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/teacher.html



◆国民生活センター

「オンラインゲーム、アダルトサイト、健康食品・化粧品等の定期購入、SNS きっかけのトラブルも家族で防ごう!子どものネットトラブル」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190808_1.html



②マルチ商法編

◆国民生活センター

「友だちから誘われても断れますか?若者に広がる「モノなしマルチ商法」に注意!」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190725_1.html



◆消費者庁

「若者に多い消費者問題」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/2017/white_paper_136.html



③お試し購入編

◆国民生活センター

「SNSでネット通販 | 1回だけのつもりが定期購入に!?!」

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj-mailmag/kmj-support115.html>



◆国民生活センター

「相談激増!「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に!?!-解約したくても「解約できない」、「高額で支払えない」…」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20191219_1.html



④賃貸借トラブル編

◆国民生活センター

「賃貸住宅の退去時に伴う原状回復に関するトラブル」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110303_1.html



◆国土交通省

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

<https://www.mlit.go.jp/common/000991391.pdf>



◆東京都住宅政策本部

(サイト内検索にて、「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」を御参照ください。)

<https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/>



◆国民生活センター

「賃貸住宅の退去トラブルを防ぐには」

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/support140.pdf>



京都府消費生活安全センター



- 消費生活相談 ☎ 075-671-0004
- 多重債務・ヤミ金融相談 ☎ 075-671-0044
- 高齢者消費生活ホットライン ☎ 075-671-0144
- 土日祝日電話相談 (緊急) ☎ 075-257-9002

京都府ホームページ(くらしの情報ひろば) <https://www.pref.kyoto.jp/shohise/index.html>

インターネット消費生活相談 <https://www.pref.kyoto.jp/shohise/201604ininternetsoudan.html>

悪質商法・不当表示通報サイト <https://www.pref.kyoto.jp/shohise/280526.html>



～SNS運用中～



消費生活に関するニュース、注意喚起、イベント等、様々な情報を発信中!!

困ったときには相談を!
消費者ホットライン

(お近くの消費生活相談窓口につながります)

(局番なし) ☎ 188番

